

〈高山労基署だより〉

平成22年1月号

新年明けましておめでとうございます。旧年中は、当署の行政運営につきまして、格別なご理解、ご協力を賜りましたことに、厚くお礼申し上げます。

飛騨地域においては、依然として厳しい経済・雇用情勢の中、賃金不払い、解雇、労働時間等の労働関係のトラブルが増加している一方で、労働災害については、全体として減少傾向がみられない上に、重篤な災害は増加しており、労働者をとりまく状況は大変憂慮すべき事態となっています。

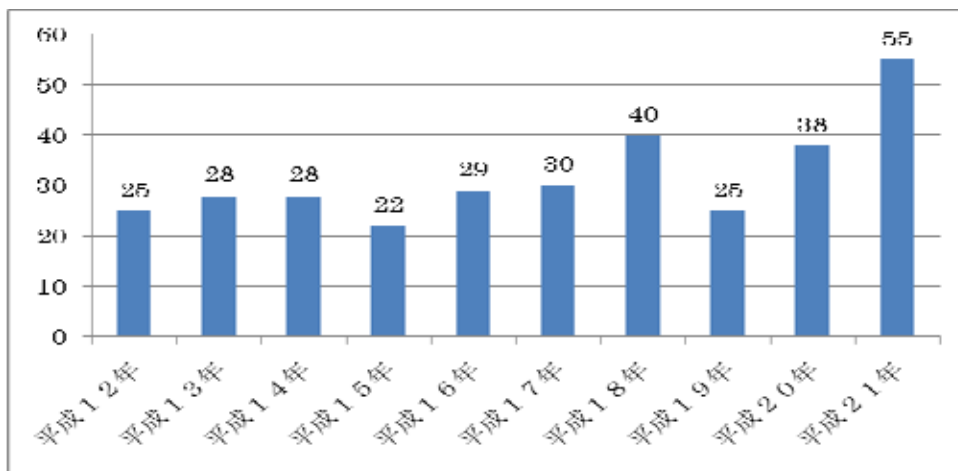
当署におきましては、労働者の法定労働条件、安全・健康の確保を最優先の課題として、この一年も取り組んでまいりますので、昨年同様、皆様方には、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

高山労働基準監督署長 松原 川史

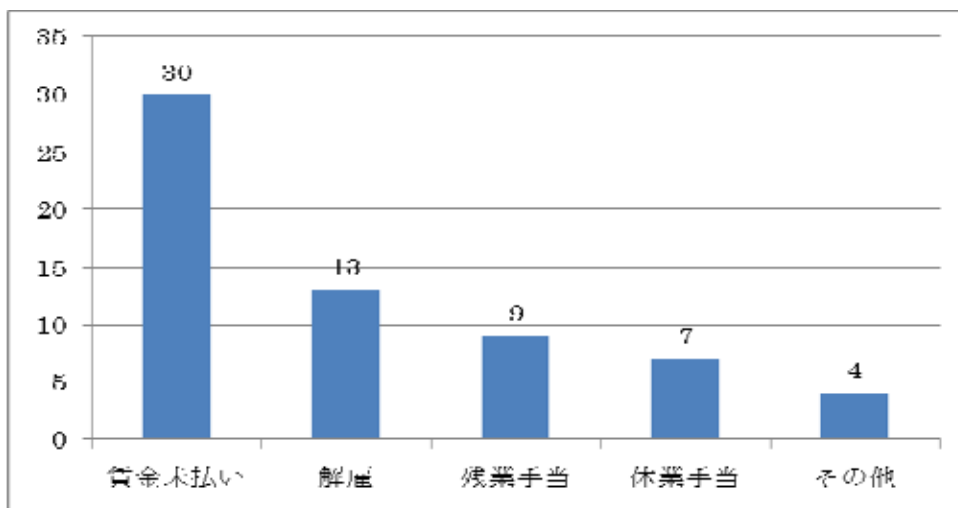
＜申告件数が大幅に増加＞

「賃金が支払われない」「突然解雇され、補償もない」「残業手当が支払われない」など、労働基準法等に違反しているのではないかと、労働者から申し立てが行われた事案を「申告」と言い、監督署では、これを所謂個別の権利救済事案として取扱っています。

その申告件数が、昨年は55件に達しました。これは昨年と比べ17件、44.7%の増加で、記録が確認できる範囲で最も多くなりました。



申告内容については、賃金未払いが30件と5割以上を占めています。



厳しい経済情勢を反映して、特に賃金未払いと解雇に関する申告が多くなっていますが、賃金を決められた期日に支払わないことや30日以上前の予告又は予告手当の支払いなく解雇することは、労働基準法に違反する犯罪行為であり、場合によっては刑事罰を課されるものであることを十分理解していただきたいと思います。

< 旅館業の災害防止、労務管理に関する研修会の開催結果について >

前号でお知らせしましたとおり、12月に高山市奥飛騨温泉郷と飛騨・世界生活文化センターにおいて、災害防止と労務管理に関する講習会を開催いたしました。2会場で併せて 事業場の担当者の方にご参加いただきました。

講習会では、転倒災害、不自然な姿勢による腰痛など旅館・ホテル業に特有な災害の防止対策や、労働時間、有給休暇などトラブルの多い事項の適正な労務管理方法などについて、当署の担当者から説明しましたが、参加者の皆様には、この講習会での説明事項について、今後の安全対策、労務管理に生かしていただきたいと思います。

また、残念ながら今回の講習に参加いただけなかった事業場については、今後、順次当署担当者が個別にお訪ねして、各項目について点検、指導を行っていく予定としております。

< 建設業の安全対策について >

昨年末に、岐阜労働局として、建設業の一斉監督を実施いたしました。その実施結果等につきましては、県下全体をとりまとめ、別途岐阜労働局から発表される予定となっております。

当署管内での状況について、簡単にご紹介しますと、昨年12月中に、19カ所の建設現場を監督し、そのうち10カ所の現場において何らかの違反が認められたために、是正の指導を行っています。

違反の内容については、墜落防止対策の不備、安全な通路の確保が不十分、元請・下請の連絡協議体制の不備などが認められました。特に、昨年6月に施行された改正労働安全衛生規則に基づく、足場における墜落防止措置、飛来落下防止措置の強化に関する違反が多くありました。幸いにして、年末年始の期間において建設業で重篤な災害は発生しておりませんが、降雪等により足もとの悪い中での作業を強いられるこれからの時期、最低限、法令に基づく適切な安全対策を講じるよう各事業者の皆様にはお願いいたします。

高山労働基準監督署

高山市花岡町3-6-6 電話0577-32-1180 FAX0577-32-1274